

薬価基準から削除する品目について

○承継に伴う薬価削除品目

承継（製造販売業者の変更）に伴い薬価削除が必要な品目であり、厚生労働省において薬価基準から削除して差し支えないと判断したことから、10月頃に経過措置に移行する予定（経過措置期間は令和8年3月末まで）。

No	変更前（薬価削除予定品目）		変更後		変更箇所
	品目名	製造販売業者	品目名	製造販売業者	
1	アルプロスタジル注5 μ g シリンジ「科研」	日医工岐阜工場 株式会社	アルプロスタジル注5 μ g シリンジ「日医工」	日医工株式会社	製造販売業者及び品目名